

収運許可、簡素化を

施設の更新制を提案

欠格要件は一次連鎖に

中央環境審議会 廃棄物処理制度専門委員会

前号既報のとおり、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会（委員長・田中勝・鳥取環境大学研究・交流センター教授）は4月20日第7回の会合を開き、処理政策の論点の検討を行った。主なものを紹介する。

検討されたのは、処理業の許可制の整備と優良化の推進。

まず、許可の基準として、産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎が必要とされる。しかし、都道府県が審査にあたり、どのような書類に基づき、どこまで審査すべきかがあるまいなのが実状。学識者による検討を踏まえ、判断基準やその手続を明確にすることが重要との見方が示された。処理業界から、重要性は認識しているが、基本的に不可能ではないかとの意見が出された。

中間処理産業廃棄物

の保管についても取り上げられた。中間処理産業廃棄物とは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中で産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物のこと。これを保管する場合、期間・数量の基準が適用されないため、過剰保管による生活環境保全上の支障を生じかねない。このため、基準の適用対象に中間処理産業廃棄物を含めるべきではないかとの案が示された。

処理業界から、中間処理産業廃棄物には、「リサイクルするもの」と「処分するもの」があり、この区分をあいまいにしたまま規制をかけるのは3Rを阻害するとの意見が出された。具体的に、建設廃材であるコンクリート塊は再生生コン材料として、アスファルト塊は再生合材としてリサイクルされる。コンクリート塊は比較的早く売れるが、アスファルト塊はすぐには売れずに残ることがある。いつまで保管しているかは市場に左右されるなどの実状が述べられた。

欠格要件については処理業界の浄化が図られたとみる状況ではなく、許可取り消しの一部裁量化や施設設置許可における欠格要件廃止など現行制度を大きく見直す段階ではないとの見方が示された。とはいえ、近年、企業形態の多様化により、許可取り消しの無限連鎖について弊害が生じていることも事実。学

識者による検討の結果を踏まえ、一次連鎖にとどめるとともに、許可の取り消し原因が廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合に限定すべきとの案も示された。

処理業界から、実情に即した提案であり、かなりの進展と評価。一方、取り消し理由に重大性がある場合、5年を過ぎても許可を与

えないくらいに厳しい措置が必要ではないかとの意見も出された。

長年にわたり処理業界から要望が出されていたのが、収集運搬許可手続の簡素化。中核都市の増加に伴う許可申請等に関する書類の増加などの事情もあり、申請者の負担が重過ぎるのではないかと意見が出された。

許可手続を簡素化する方法として、広域的に行う場合、たとえば、国が許可する案、政令市ではなく、都道府県が許可する案、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が許可する案等が示された。処理業界はおおむね歓迎で、具体化を図っ

て欲しいとの意見が出された。

最も注目を集めたのが、廃棄物処理施設の更新に関する提案。処理施設については許可の有効期限が定められていない上、稼働後の施設の構造基準の順守状況、維持管理状況や法人の能力が客観的に定期的に確認できる仕組みとなっていないと指摘。施設許可を更新制とすることや、定期的には都道府県が検査すること、また、検査結果や維持管理状況を情報公開することなどが提案。処理業界からは、更新制にしたからといって管理が担保できるかは疑問との意見が出された。

平成21年5月11日
週刊循環経済新聞